



熊本県公報

第13551号
令和8年(2026年)
7月10日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（三角加入区）・・・（団体支援課）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所の指定・・・（障がい者支援課）	2
○令和8年度定期種畜検査報告・・・（畜産課）	2
○情報の公開に努める出資団体等・・・（県政情報文書課）	4
○令和8年度（2026年度）熊本県農業研究センター関係研究所生産品売払代金の収納事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託・・・（農業技術課）	5
○道路の区域変更・・・（道路保全課）	6
○道路の区域変更・・・（ 〃 ）	6
○道路の区域変更・・・（ 〃 ）	6
○道路の供用開始・・・（ 〃 ）	7
公 告	
○公共測量の実施・・・（監理課）	7
○林業種苗法に基づく生産事業者の廃止・・・（森林整備課）	7
○土地改良区の役員の選任等・・・（農村計画課）	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（建築課）	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（ 〃 ）	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（ 〃 ）	9
○農用地利用集積等促進計画の認可・・・（担い手支援課）	9
○土地改良区の役員の選任等・・・（農村計画課）	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（建築課）	14
○道路の位置の指定・・・（ 〃 ）	14
登 載 依 頼	
○熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則・・・（教育政策課）	14
○熊本県市町村職員共済組合の令和7年度決算・・・（市町村職員共済組合）	16
○令和8年3月22日執行和水町長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決・・・（選挙管理委員会）	17

告 示

熊本県告示第530号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和8年（2026年）7月10日から令和8年（2026年）7月24日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第 1項の申出をす る漁業協同組合	縦覧場所
三角加入区	宇城市三角町戸馳6706番地 石本 重治 宇城市三角町郡浦511番地 東 克弘 宇城市三角町三角浦1262番地7 林 英総	三角町漁業協同組合	三角町漁業協同組合

熊本県告示第531号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
うきゾーンNEST 宇城市松橋町浦川内824-8	社会福祉法人十百千会 下益城郡美里町栗崎字行園原564番地 丸山 秀夫	生活介護	令和8年（2026年）8月1日

熊本県告示第532号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
5月12日 （火）	32343020008	124頭	豚	2級	全農畜産サービス株式会社 西日本原種豚場
	32343020010				
	32343020015				
	32443030001				
	32443030007				
	32543030003				
	32643030001				
	32643030002				
	32643030003				
	32643030004				
	32643030005				
	32643030006				
	32643030008				
	32243020055				
	32243020068				
	32243020073				
	32243020076				
	32243020080				
	32243020083				
	32243020087				
	32343020048				
	32343020049				
	32343020050				
	32343020053				
	32343020054				
	32343020065				
	32343020069				
	32343020086				
	32343020090				
	32343020092				
	32343020093				
	32343020094				

32343020095					
32443030024					
32443030025					
32443030035					
32443030039					
32443030042					
32443030045					
32443030046					
32443030049					
32443030052					
32443030054					
32443030058					
32443030060					
32443030063					
32443030067					
32443030073					
32443030074					
32443030082					
32443030083					
32443030085					
32543030004					
32543030005					
32543030006					
32543030010					
32543030012					
32543030013					
32543030015					
32543030017					
32543030018					
32543030019					
32543030021					
32543030022					
32543030023					
32543030027					
32543030030					
32543030031					
32543030033					
32543030038					
32543030047					
32543030048					
32543030049					
32543030051					
32543030052					
32543030053					
32543030054					
32543030055					
32543030057					
32543030058					
32543030060					
32543030061					
32543030062					
32543030063					
32543030064					

32543030065				
32543030067				
32543030068				
32543030069				
32543030070				
32543030071				
32543030072				
32643030009				
32643030011				
32643030012				
32643030013				
32643030014				
32643030015				
32643030016				
32643030017				
32643030018				
32643030019				
32643030020				
32643030021				
32643030022				
32643030023				
32643030024				
32643030025				
32643030026				
32643030027				
32643030028				
32643030029				
32643030030				
32643030031				
32643030032				
32643030033				
32643030034				
32643030035				
32643030036				
32643030037				
32643030038				
32643030039				
32643030040				
32643030041				

熊本県告示第 5 3 3 号
熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）第 3 3 条第 1 項の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成 1 3 年熊本県規則第 2 9 号）第 1 4 条の規定により告示する。
令和 3 年 1 月 1 9 日熊本県告示第 5 7 号（情報公開に努める出資団体等）は、廃止する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 0 日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	主たる事務所の所在地
天草エアライン株式会社	天草市五和町城河原一丁目 2080-5
肥薩おれんじ鉄道株式会社	八代市萩原町一丁目 1-1
一般財団法人熊本さわやか長寿財団	熊本市中央区南千反畑町 3-7
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	熊本市東区長嶺南二丁目 3-2
公益財団法人熊本県総合保健センター	熊本市東区東町四丁目 11-1
公益財団法人熊本県移植医療推進財団	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1 熊本県薬務衛生課内
公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	熊本市中央区白山一丁目 4-9
公益財団法人水俣・芦北地域振興財団	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1
公益財団法人くまもと地下水財団	熊本市中央区安政町 8 番 16 号
公益財団法人熊本県環境整備事業団	玉名郡南関町下坂下 4771-3
一般財団法人熊本テルサ	熊本市中央区水前寺公園 28-51
公益財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市中央区水前寺一丁目 4-1
公益財団法人くまもと産業支援財団	上益城郡益城町大字田原 2081-10
株式会社テクノインキュベーションセンター	上益城郡益城町大字田原 2081-10
一般社団法人熊本県物産振興協会	熊本市中央区桜町 4-20
公益財団法人熊本県立劇場	熊本市中央区大江二丁目 7-1
一般財団法人熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町 3-35
公益社団法人熊本県観光連盟	熊本市中央区水前寺六丁目 5-19
公益財団法人熊本県農業公社	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1
一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	熊本市東区小山町 1846 番地
一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市中央区南千反畑町 3-1
公益社団法人熊本県畜産協会	熊本市東区桜木六丁目 3-54
公益社団法人熊本県林業公社	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1
公益財団法人熊本県林業従事者育成基金	熊本市中央区水前寺六丁目 5-19
公益財団法人くまもと里海づくり協会	上天草市大矢野町中字汐垂 2435-2
一般財団法人熊本県建設技術センター	熊本市南区城南町舞原 194 番地
一般財団法人白川水源地域対策基金	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1

熊本県告示第 534 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項及び熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 28 条の 2 の規定により告示する。
令和 8 年（2026 年）7 月 10 日

熊本県知事 木 村 敬

指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者として指定をした日及び委託をした日	指定公金事務取扱者が当該公金事務を行うことができる期間
株式会社植木青果市場 熊本市北区植木町岩野 76 番地 1	熊本県農業研究センター高原農業研究所の生産品売払代金の収納	令和 8 年（2026 年）3 月 31 日	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武 2657 番地の 4	熊本県農業研究センター球磨農業研究所の生産品売払代金の収納	令和 8 年（2026 年）3 月 31 日	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
熊本県畜産農業協同組合	熊本県農業研究センター畜産研究所	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から

熊本市東区桜木六丁目 3 番 5 4 号	及び草地畜産研究所の生産品売払代金の収納		令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで
八代青果食品株式会社 八代市新浜町 1 番 1 号	熊本県農業研究センターアグリシステム総合研究所及び果樹研究所の生産品売払代金の収納	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで
熊青西九州青果株式会社 熊本市西区田崎町 4 8 4 番地	熊本県農業研究センター天草農業研究所の生産品売払代金の収納	令和 8 年（2026 年）6 月 1 1 日	令和 8 年（2026 年）6 月 1 1 日から 令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 5 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 4 号	天草市有明町楠甫字沙路越 6 1 1 9 番地先から 同所 6 1 1 9 番地先まで	前	15.1 ～ 26.7	10.4	災害復旧 工事
			後	24.7 ～ 32.2	10.4	

2 区域を変更する期日 令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日

熊本県告示第 5 3 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神 4 4 5 番 2 地先から 同所 4 5 2 番 1 地先まで	前	4.7 ～ 6.7	173.0	迂回路の 設置
			後	12.9 ～ 14.6	188.1	

2 区域を変更する期日 令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日

熊本県告示第 5 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年（2026 年）7 月 1 0 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	日生野隈府線	菊池市原字山ノ上 1573番地先から 菊池市原字大久保 1482番地先まで	前	3.7 ～ 8.6	158.2	道路改良工事
			後	4.2 ～ 12.1	158.2	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）7月10日

熊本県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和8年（2026年）7月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市山田字不動塚 1134番1地先から 阿蘇市山田字柏の木 1081番2地先まで	80.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）7月13日

公 告

熊本県公告第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（現地測量、路線測量）	令和8年（2026年） 6月25日から 令和9年（2027年） 2月22日まで	宇城市松橋町西下郷、両仲間、豊崎、地内 宇城市不知火町亀松地内

熊本県公告第394号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により次のとおり登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県上益城 第1225号	枝尾 和人 熊本県上益城郡山都町緑川 2845	種穂の採取、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称及び住所に同じ

熊本県公告第395号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 修	八代市敷川内町1641番地
理事	水本 和博	八代市敷川内町2036番地1
理事	石山 豊一	八代市平山新町5808番地1
理事	福田 雅彦	八代市本野町90番地
理事	平野 光紘	八代市揚町339番地
理事	三山 正道	八代市揚町377番地
理事	松岡 鉄男	八代市敷川内町899番地1
理事	中村 喜美代	八代市敷川内町685番地38
理事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
監事	佐竹 勝則	八代市奈良木町64番地
監事	山村 伸一	八代市揚町642番地1
監事	渕川 健一	八代市敷川内町1829番地
就任		
理事	春田 哲明	八代市敷川内町1373番地
理事	中山 優子	八代市敷川内町1218番地1
理事	川口 慎太郎	八代市敷川内町789番地4
理事	西嶋 与暁	八代市敷川内町969番地1
理事	松本 征也	八代市揚町204番地
理事	湯野 隆幸	八代市揚町328番地
理事	本村 好美	八代市平山新町5746番地
理事	米本 英一郎	八代市本野町88番地3
理事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
監事	高野 和彦	八代市敷川内町1833番地1
監事	山村 栄治	八代市揚町642番地1
監事	黒木 松雄	八代市平山新町5810番地

熊本県公告第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1626番8
287.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区飛田四丁目3番97号 アンアールB102
中田 大喜
中田 汐里

熊本県公告第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2329番の一部及び同2337番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2861番地1 グランシャリオ須屋Ⅱ 103号
島田 瑞基

熊本県公告第398号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字大人足4423番1及び同4424番5
3, 133.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン

熊本県公告第399号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
松田 宏子	熊本市	有限会社吉水農園	益城町	熊本市東区戸島六丁目180
松田 宏子	熊本市	富永 和隆	熊本市	熊本市東区戸島町370ほか1筆
井本 ヤヨイ	菊池市	富永 和隆	熊本市	熊本市東区戸島町300ほか2筆
光永 命	熊本市	今村 奈揮	熊本市	熊本市東区戸島西三丁目3515－1ほか1筆
園田 高則	熊本市	園田 博美	熊本市	熊本市東区弓削町124－1ほか1筆
松田 近	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区弓削町106－1ほか2筆
古谷 純司	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部一丁目356ほか1筆
瀧石 富枝	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部四丁目689－1
宮崎 和幸	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本238ほか4筆
井上 勲	熊本市	森 日出輝	熊本市	熊本市西区小島一丁目75ほか3筆
中村 孝	熊本市	葭村 達郎	熊本市	熊本市西区小島七丁目605－1ほか5筆
園田 京子	氷川町	川上 伸一	熊本市	熊本市西区小島下町字大宮新地4845－1
田尻 伸子	兵庫県川西市	川上 伸一	熊本市	熊本市西区小島下町字大宮新地4651－1
馬原 忠憲	兵庫県川西市	川上 伸一	熊本市	熊本市西区小島下町字大宮新地4652－1
河口 ミツエ	熊本市	高島 眞二	熊本市	熊本市西区小島下町字住吉一番割3598－4
高村 ハツ子	熊本市	毛利 淳二	熊本市	熊本市西区小島下町字大宮新地4677－1

東 尚昭	熊本市	西 洋史	熊本市	熊本市西区池上町字泥上994 －2
浅野 正則	熊本市	竹崎 裕貴	熊本市	熊本市西区中島町字下割162 9－1
中富 典子	熊本市	谷本 和正	熊本市	熊本市西区城山半田四丁目85 2－1
本田 智義	熊本市	有限会社秀明 ナチュラルフ ァーム熊本	熊本市	熊本市西区沖新町字古塘際39 18ほか2筆
潮崎 富登司	熊本市	小崎 敬介	熊本市	熊本市西区河内町船津字小川内 921－1ほか2筆
吉村 由紀夫	熊本市	末川 克博	熊本市	熊本市西区河内町船津字塚山1 173－1
荒木 隆文	玉名市	西山 昌宏	熊本市	熊本市西区河内町白浜字水谷1 321－1
高崎 嗣男	熊本市	金沢 秀丸	熊本市	熊本市西区河内町船津字長崎2 628ほか1筆
清田 実雄	熊本市	一門 優	熊本市	熊本市南区近見九丁目908－ 1
田中 幸也	熊本市	近藤 常人	熊本市	熊本市南区近見九丁目1454 －1ほか6筆
園田 武子	熊本市	近藤 常人	熊本市	熊本市南区近見九丁目915－ 1
織田 りえ子	熊本市	近藤 常人	熊本市	熊本市南区近見九丁目914－ 1
園田 吉幸 (亡) 園田 吉友	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸笛田町字高田1 440
古閑 良忠	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区近見九丁目911－ 1
園田 年幸	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸笛田町字葭ノ本 1275－1ほか1筆
園田 年博	千葉県 習志野 市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸笛田町字葭ノ本 1288ほか2筆
園田 良子	玉名市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸笛田町字年神1 310－1ほか4筆
千場 堅司 (亡) 千場 明	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸笛田町字葭ノ本 1295－1
水町 一昭	熊本市	合同会社ツク ラス	熊本市	熊本市南区御幸西一丁目177 －1ほか2筆
本田 ひとみ	熊本市	宮田 昌明	熊本市	熊本市南区御幸西一丁目156 －1
白石 義富	熊本市	合同会社高塚 アグリ	熊本市	熊本市南区銭塘町字拾町107 0－1
田中 晃	熊本市	田中 勲	熊本市	熊本市南区白石町字上平木80 2－1ほか1筆
金澤 省三	熊本市	田中 勲	熊本市	熊本市南区白石町字上平木80 4－1ほか1筆
村上 恵	岡山県 倉敷市	上田 恵介	熊本市	熊本市南区内田町字西890ほ か1筆

村上 勝	熊本市	株式会社On e v e g e t a b l e	熊本市	熊本市南区浜口町字南水深97 7ほか1筆
村上 伸二	福岡県 福岡市	株式会社On e v e g e t a b l e	熊本市	熊本市南区浜口町字上井流57 5
武田 幸春	熊本市	西村 和洋	熊本市	熊本市南区並建町字内潟127 3
加藤 健治	千葉県 我孫子 市	株式会社三希	熊本市	熊本市南区奥古閑町字手永開4 317
吉井 広信	熊本市	株式会社三希	熊本市	熊本市南区川口町字惟重270 9-1
平江 慎介	熊本市	平江 慶彦	熊本市	熊本市南区富合町木原字上飛田 1015-1ほか5筆
米田 為雄	宇土市	野口 智浩	熊本市	熊本市南区富合町南田尻字中島 253-1ほか1筆
志垣 かよ子	熊本市	志垣 弘則	熊本市	熊本市南区富合町小岩瀬字中須 本607-1ほか1筆
佐藤 昭夫	熊本市	佐藤 智貴	熊本市	熊本市南区富合町莎崎字太郎丸 60-2
江 俊彦	熊本市	佐藤 智貴	熊本市	熊本市南区富合町莎崎字古北1 06-1ほか3筆
上田 良二	熊本市	上田 隆幸	熊本市	熊本市南区富合町大町字尾崎1 42
上田 良二 (亡) 上田 隅子	熊本市	上田 隆幸	熊本市	熊本市南区城南町赤見字江崎4 81
米原 亮	熊本市	農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市	熊本市南区城南町千町字著町2 232-8
江口 進一	熊本市	池本 寿郎	熊本市	熊本市南区城南町隈庄字筵打5 0
河野 美穂 (亡) 伊藤 明	熊本市	農事組合法人 火の君とよだ	熊本市	熊本市南区城南町塚原字石塚5 45-1
堀 太	熊本市	農事組合法人 火の君とよだ	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字前田1 481
村崎 勝哉	熊本市	株式会社松田 農場	熊本市	熊本市南区城南町碓字前田25 -1ほか1筆
網田 和治	熊本市	橘 祐哉	熊本市	熊本市南区城南町六田字長橋1 24ほか3筆
小林 悦子	静岡県 三島市	中村農産株式 会社	熊本市	熊本市南区城南町東阿高字前田 74ほか1筆
村崎 勝哉	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区城南町碓字北折76 0
木村 壽二六	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区城南町碓字前田14 -1ほか1筆
木村 壽二六	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区城南町碓字前田21 -1ほか1筆
上塚 富士雄	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外5 6ほか2筆

坂井 幸子 (亡) 坂井 敬政	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 6 1 ほか 3 筆
坂井 邦子	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字居屋敷 9 9 1 ほか 1 筆
寺本 一信	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字南原 1 2 9 9 - 1
寺本 廣昭	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字清山 8 2 4 - 2 ほか 2 筆
上塚 公仁 (亡) 上塚 修生	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 8 8 - 1 ほか 2 筆
福岡 篤	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 9 2 ほか 4 筆
田中 忍	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字居屋敷 1 0 2 4 ほか 2 筆
田中 幹生	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 8 8 - 2 ほか 9 筆
田中 喜久	熊本市	土持 洋敏	熊本市	熊本市南区城南町赤見字高田 5 6 0 - 1 ほか 5 筆
金田 辰昭	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 6 5 ほか 1 7 筆
寺本 親雄	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字清山 7 8 7 ほか 6 筆
寺本 博史	福岡県 大牟田 市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字清山 9 6 3 - 1 ほか 1 筆
福島 日出登 (亡) 福島 昌徳	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 9 5 - 2 ほか 2 筆
西澤 英孝	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 6 4 ほか 3 筆
酒見 由美子	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字塘外 8 1 ほか 1 筆
北岡 洋一	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字水落 1 6 9 6
福島 新二 (亡) 福島 文夫	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字居屋敷 1 0 6 1 ほか 1 筆
阿部 尉二	熊本市	有限会社阿部 ファーム	熊本市	熊本市北区改寄町字宝出原 3 3 8 ほか 1 筆
阿部 祐大	熊本市	有限会社阿部 ファーム	熊本市	熊本市北区改寄町字宝出原 3 2 9 ほか 7 筆
内田 孝信	熊本市	田尻 孝吉	熊本市	熊本市北区万楽寺町字笹尾 2 0 2 - 1
倉田 忠光	熊本市	平山 泰幸	熊本市	熊本市北区楠野町字田ノ神 1 4 5 8 ほか 1 筆
北村 藤男 (亡) 北村 信	熊本市	野口 廣幸	熊本市	熊本市北区立福寺町字瀬戸口 1 4 ほか 1 筆
吉田 聖子	熊本市	田中 英樹	熊本市	熊本市北区植木町清水字下原 1 6 6 1 - 1 ほか 1 筆

村上 芳弘	熊本市	農事組合法人 吉松グリーン ファーム	熊本市	熊本市北区植木町平井字前田 7 5 8 - 1
角田 功	熊本市	北田 友美	熊本市	熊本市北区植木町伊知坊字鳥越 8 6 3 - 1
角田 明美	熊本市	北田 友美	熊本市	熊本市北区植木町豊田字中原 5 4 0 ほか1筆
大野 俊雄	熊本市	北村 衛	熊本市	熊本市南区浜口町字元才蓮 2 0 4
村田 孝一	熊本市	奥村 滋康	熊本市	熊本市南区浜口町字北井流 3 9 8
林 典久	熊本市	林田 真一	熊本市	熊本市南区孫代町字上道念 4 1 9
林 典久	熊本市	林 辰徳	熊本市	熊本市南区孫代町字下大吹毛 7 3 2 - 1 ほか1筆
坂部 佐也子	熊本市	林田 真一	熊本市	熊本市南区孫代町字上道念 4 2 1 ほか1筆
坂部 佐也子	熊本市	林 一博	熊本市	熊本市南区孫代町字下三町 5 3 8 ほか1筆
宮本 紀久	熊本市	宮本 真一郎	熊本市	熊本市南区田迎町大字良町字古 豆 6 0 7 - 1 ほか2筆
井上 昭二 外1名	熊本市	山田 貴大	熊本市	熊本市南区護藤町字小藤 1 1 3 7 - 1 ほか1筆
井上 昭二 外1名	熊本市	株式会社ゆと りのふぁーむ	熊本市	熊本市南区護藤町字上井龍 3 5 4 2 - 3
井上 昭二 外1名	熊本市	久住呂 武信	熊本市	熊本市南区護藤町字小藤 1 1 4 6 - 1 ほか1筆
中村 眞策	熊本市	株式会社農家 もとよし	熊本市	熊本市南区八幡二丁目 1 0 8 0 - 2 ほか1筆
本田 信房	熊本市	村上 秀喜	熊本市	熊本市南区南高江四丁目 2 4 1 6 - 1 ほか1筆
大野 梅子 (亡) 大野 學	熊本市	株式会社こし やて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字北無 田 4 2 1 - 1 ほか6筆
太田 善久	熊本市	株式会社こし やて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字堀川 口 5 3 3 - 1
永田 隆	熊本市	中村 大輔	熊本市	熊本市南区今町字上六津江 7 2 5

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松本 英輔	熊本市	熊本市北区植木町平井字前田 7 5 2 - 1
田中 勲	熊本市	熊本市南区白石町字下平木 8 3 2 - 1 ほか1 筆

2 認可年月日
令和8年（2026年）6月30日

熊本県公告第400号
球磨郡多良木町に事務所を置く鮎之瀬溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和8年（2026年）7月10日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	荒 木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602番地4
理事	宮 崎 哲郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1685番地
理事	加 藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699番地1
理事	源 島 博美	球磨郡多良木町大字黒肥地631番地
理事	山 下 和孝	球磨郡多良木町大字黒肥地3987番地
理事	源 嶋 大恭	球磨郡多良木町大字黒肥地1565番地
理事	山 口 正利	球磨郡多良木町大字黒肥地1285番地2
監事	大 石 鋼	球磨郡多良木町大字黒肥地4338番地
監事	黒 木 寿延	球磨郡多良木町大字黒肥地1809番地
監事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525番地1
監事	那 須 公介	球磨郡多良木町大字黒肥地1084番地5
就任		
理事	荒 木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602番地4
理事	宮 崎 哲郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1685番地
理事	加 藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699番地1
理事	源 島 博美	球磨郡多良木町大字黒肥地631番地
理事	山 下 和孝	球磨郡多良木町大字黒肥地3987番地
理事	源 嶋 大恭	球磨郡多良木町大字黒肥地1565番地
理事	山 口 正利	球磨郡多良木町大字黒肥地1285番地2
監事	大 石 鋼	球磨郡多良木町大字黒肥地4338番地
監事	山 田 昭広	球磨郡多良木町大字黒肥地1842番地1
監事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525番地1
監事	那 須 公介	球磨郡多良木町大字黒肥地1084番地5

熊本県公告第401号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）7月10日
熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町花立一丁目4130番地2、765.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区弓削一丁目2番28号
笠 祐一

熊本県公告第402号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和8年（2026年）7月10日
熊本県知事 木 村 敬

1 築造者の住所 熊本市中央区帯山一丁目31番20号

2 築造者の氏名 株式会社アークフロンティア

3 道路の位置 上益城郡御船町大字陣字宮園1887番8及び同1889番1並びに里道の一部

4 道路の幅員 4.02メートルから5.24メートルまで

5 道路の延長 41.81メートル

6 指定年月日 令和8年（2026年）6月30日

7 指定番号 熊本県指令央土景建第25号

登 載 依 頼

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月10日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則（令和5年熊本県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」を「特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」に改める。

別記第15号様式中「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」を「特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」に改める。

別記第23号様式中「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」を「特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書は、改正後の熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書とみなす。

熊本県市町村職員共済組合公告

熊本県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。
令和8年7月10日

熊本県市町村職員共済組合
理事長 前田 移 津 行

損益計算書の要旨 (単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資
	負 担 金		17,911,266	957,883	120,943			276,536	244,715		
収 入	短 期 負 担 金	8,610,962									
	介 護 負 担 金	793,106									
	組 合 員 保 険 料		11,654,589								
	掛 金			957,851					238,467		
	短 期 掛 金	8,167,609									
	介 護 掛 金	792,977									
	短期任意継続掛金	205,767									
	介護任意継続掛金	13,582									
	組合員貸付金利息									17,453	
	受託商品手数料										52,141
	連合会からの交付金	1,273,322						100,708		73	
	利息及び配当金					9,872	21,993	1,371	1,435	196	11,599
	短期利息及び短期配当金	7,531									
	介 護 利 息	172									
	そ の 他 収 入	21,878						25			8,494
支 出	他経理から繰入							52,735			
	前年度繰越支払準備金	1,648,409									
	計	21,535,316	29,565,854	1,915,734	120,943	9,872	21,993	431,375	484,617	17,722	72,234
	給 付 金	10,811,446									
	役 職 員 給 与							174,910	35,994	3,615	25,488
	厚 生 費							360	301,444	12	131
	特定健康診査等費								50,299		
	旅 費・事 務 費							30,652	6,491	1,345	4,256
	委 託 費							12,389	1,935	330	176
	賃 借 料							21,054	4,481	4,343	6,149
	普 及 費							5,819	991	1,080	1,578
	負 担 金							29,675	4,218	688	4,804
	負担金払込金		17,911,266	957,883	120,943						
	保険料払込金		11,654,589								
	掛金払込金			957,851							
	支払利息					9,872	21,993			2,251	7,491
	前期高齢者納付金	1,637,329									
	後期高齢者支援金	3,486,560									
	病床転換支援金	2									
	介護納付金	1,599,998									
	連 合 会 分 担 金							22,590	4,381		
	事務費負担金払込金							121,711			
	連 合 会 払 込 金	207,564									
	連 合 会 拠 出 金	960,336									
	連 合 会 返 還 金	268,872									
	他 経 理 へ 繰 入	52,735									
	そ の 他 支 出	15,759						3,057	247	243	11,883
	次年度繰越支払準備金	1,675,814									
	前期損益修正損	282									
	計	20,716,696	29,565,854	1,915,734	120,943	9,872	21,993	422,219	410,482	13,907	61,956
差引当期利益金又は当期損失金(△)								9,156	74,135	3,815	10,278
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)		820,037									
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)		△1,416									

貸借対照表の要旨

資 産	流 動 資 産	4,316,566	1,805,644	120,500	771	8,675	173,516	722,175	619,559	63,331	1,152,339
	固 定 資 産					1,070,000	5,309,426	5,823		1,460,065	
	資 産 合 計	4,316,566	1,805,644	120,500	771	1,078,675	5,482,942	727,998	619,559	1,523,396	1,152,339
負 債	流 動 負 債	607,288	1,805,644	120,500	771			12,161	43,082		95,855
	固 定 負 債	1,675,814				1,078,675	5,482,942	161,941	32,138	271,969	851,842
	負 債 合 計	2,283,102	1,805,644	120,500	771	1,078,675	5,482,942	174,101	75,220	271,969	947,697
純 資 産	利益剰余金(欠損金)	2,033,465						553,897	544,340	1,251,427	204,642
	純 資 産 合 計	2,033,465						553,897	544,340	1,251,427	204,642
	負債・純資産合計	4,316,566	1,805,644	120,500	771	1,078,675	5,482,942	727,998	619,559	1,523,396	1,152,339

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

熊本県選挙管理委員会告示第31号

熊本県玉名郡和水町津田1563番地7の神崎昌二から提起された令和8年3月22日執行和水町長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会は次のとおり裁決した。

令和8年(2026年)7月10日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

裁決書

熊本県玉名郡和水町津田1563番地7

審査申立人 神崎 昌二

審査申立人から令和8年5月8日付けで提起された令和8年3月22日執行和水町長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙に関し、和水町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、令和8年4月20日、これを棄却する決定(以下「本件決定」という。)を行った。申立人は、これを不服として、当委員会に対し、町委員会の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てを行ったものである。

2 審査の申立ての理由

申立人が主張する申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 本件選挙においては、候補者である石原佳幸陣営による組織的かつ反復的な戸別訪問、複数車両による拡張的な選挙運動、有権者への直接的な働きかけ、選挙の自由公正を損なう行為が認められるにもかかわらず、町委員会はこれを適切に評価せず、誤った判断を行っている。
- (2) 本件決定は、違反の有無を明確に認定せず、影響の有無の判断のみに依拠して結論を導くという形式的処理にとどまっている。しかしながら、選挙の効力に関する審査においては、違反の内容、その態様、組織性及び反復性、選挙の公正への影響を総合的に評価すべきである。本件決定はこれらの点を欠き、判断過程に重大な瑕疵がある。以上のとおり、本件決定は、事実認定の欠缺及び判断過程の不合理により、裁量権の逸脱・濫用に該当し、違法である。
- (3) よって、本件決定は取り消されるべきであり、本件選挙は無効とされるべきである。

裁決の理由

1 審査の経緯等について

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会から、本件審査の申立てに対する弁明書を徴した。また、申立人に対して、弁明書に対する反論書及び本件審査の申立てに関する証拠書類又は証拠物の提出を求めたところ、反論書が提出された。さらに、申立人の申立てに基づき、令和8年6月18日に、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるなど、慎重に審理した。

2 町委員会の弁明の趣旨

本件審査申立てに対する町委員会の弁明の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定に基づく選挙無効の判断において、最高裁判所の判例(昭和61年2月18日判決)は、選挙無効の対象となる「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理機関が管理執行の手續に違反すること等を指すと示している。
- (2) 申立人が主張する「組織的な戸別訪問」や「車両の不適切な運用」等は、いずれも候補者や選挙運動者等の取締規定違反に類するものである。これらは町委員会の管理執行上の瑕疵ではなく、また、選挙人全般が自由な判断による投票を妨げられたと言えるほどの「特段の事情」を生じさせた客観的な証拠もない。
- (3) 同業者に対する威迫行為の主張についても、同様に候補者側の取締規定違反の範疇であり、選挙の自由公正を著しく阻害し、選挙管理機関の責任において選挙を無効にしなければならない事態とは認められない。
- (4) 本件選挙における当選者と次点者の得票差は1,274票と極めて大きい。本件選挙において、申立人が主張する行為が、この得票差を覆し、選挙の結果を左右するほどの影響を及ぼしたと認めるに足る証拠はない。
- (5) 以上の理由により、本件審査の申立ては選挙無効の理由になりえないものであり棄却されるべきである。

3 申立人の反論及び口頭意見陳述の趣旨

上記2の町委員会の弁明に対する申立人の反論及び口頭意見陳述の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 申立人が提出した証拠に対して、町委員会が十分な事実確認及び調査を実施した

か否かが明らかでない。また、「選挙の結果に異動を生ずるおそれはない」とする判断についても、その判断基準、評価手法、検討資料及び検討過程が明らかではない。加えて、最高裁判所昭和61年2月18日判決の後段が示す「特段の事態」の判断枠組みについて十分な検討を行っていない。

- (2) とは区分
いお地十
良に木は
も町用果
て水び結
く和及の
な。区挙
べる。地選
調あ石件
らで立本
か差た、
ある票れ
がわ行え
の差がま
の票問踏
。結果訪
は4結別
な7ば戸こ
と1、われ、
てが変あり
の時意見人
候にお意20
には約30
に。の人は
選挙人37
件3人数
本6人の
、りわ性
は、が合能
会るあた可
員い帯あ
委員世数
町ベ1世
述るのに
- (3) 以場所と
の車務所
場駐事委
舉は用町
選は動要
件で活重
本等活重
が一政上
板、及び
看ム及す
の一態証、
のホ実検
所ハ置を
絡の置を
連省設態
氏総板理
幸、看管
佳、該の
原。当會
石。員を
たて。認
れたあ町
られさて
貼置いか
の設置書
票。にか
に。と認
証地いた
。のし確
したき
空け認め
ない確が
発はない
可能。を
行い。理
し。会
会屋。管
員建。員
委員。實
から。適
前かにして
等にしる「
この

4 本件選挙に係る選挙の効力について

- (1) 選挙が及、和にそる運で多のを違妨しと
 運動の、昭任接た挙のが項挙なをと」
 の異、の直念選も合事選う票の。
 選挙に、は理は理、る場定再よ投もい
 果、て管又本者たる規てかるたな
 により、つ選との候に響れとも、よれば
 規定に選、味にてこ法、れ影こ効と断失
 の規に意とす選挙、果つをもな正れ
 項のため「主反、選は結よ挙。由公ら
 1のた」「違上、きのに選る自由え
 第1反こて、に続しと挙とにあの自考
 2の規違決明理この少処行れ人はい
 5定に判る管の違か反の違解選合な
 条違すおの規の指のれるたらが挙こ
 第1反すおの行を為かすのた般選こ
 2の規違決明理この少処行れ人はい
 5定に判る管の違か反の違解選合な
 条違すおの規の指のれるたらが挙こ
 第1反すおの行を為かすのた般選こ
 - (2) 動査選らた
 異審のれ当
 にた等こは
 果れ者、に
 結さ動り、
 の出運おこ
 挙提挙と」
 選ら選の
 か、記す
 人者前反
 わ立補、違
 行申候り、
 して、は、あ
 反い張の規
 違つ主も挙
 ににの選
 定か人す「
 規た申に
 のっ申に
 挙あ、為定
 が実この規
 選挙事と反
 選なた違1
 件うし定第
 本よ認規
 、る確則5
 てあを罰0
 いが等し第
 おれ書い第
 にそ論な法
 会お反り、
 員す、締は、
 委ぼ書取、
 当及立の行
 を申挙のら
 - (3) 尽疵の委1で
 を取も町月
 査なる、9と
 調大すり年
 が重反あ5
 会に違で3
 員程にの和
 委過法も招
 町断がき（
 判、行為べ
 する行るな
 につるれし
 にもすさ有
 為を張断を
 行等主判限
 のとがて権
 等こ人いる
 訪た立おす
 別っ申に断
 戸なら、続
 す定な訴理
 張認し事審
 主にか刑を
 が確し、判
 ら明。は、
 自をる。こ
 、無いて、
 は有てつ、
 人のしに員
 立反張か委
 申違主否当
 た、とるか
 まするる及
 くがであ員
 3き
 - (4) げ体生
 妨具が
 をるれ
 票りそ
 投足お
 るにす
 による
 認め及
 判断を
 判と動
 なた異
 由れに
 自わ果
 の失結
 が正挙
 全般選
 全由件な
 人自本き
 選挙め、
 の選たの
 内、いこ
 区域なる
 区生いる
 るをて認
 れ態れを
 わ事お務
 行の行事
 が段はの
 選挙特示
 選な提特
 うのる政
 てよ拋す
 えた証と
 加れたな
 ら的じ
 - (5) 規さな
 の去れ
 撤ら
 はめ
 4き認
 1とは
 第1と
 ると
 法め反
 は、認違
 と定
 いる規
 つが
 画関
 張図に
 主書続
 係る文手
 全由件な
 人自本き
 選挙め、
 の選たの
 内、いこ
 区域なる
 区生いる
 るをて認
 れ態れを
 わ事お務
 行の行事
 が段はの
 選挙特示
 選な提特
 うのる政
 てよ拋す
 えた証と
 加れたな
 ら的じ

5 結論

以上のとおり、本件審査の申立てについて審理した結果、本件選挙における申立人の主張は選挙の無効原因に該当せず、選挙を無効とする理由は認められないものであり、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県選挙管理委員会
委員 高島 剛一